



はなみずき

横浜市立鶴ヶ峯中学校
学校だより No. 210
令和2年11月2日

<http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/jhs/tsurugamine/>

学校教育目標

生徒一人ひとりが生き生きと自分らしい生き方を切り拓いていくための学びの場として、本校は次のことを重点とした教育活動を進めます。

- 自ら学び伸びる (知)
- 共に生きる (徳・公・開)
- 健やかな体をつくる (体)

すべての子どもの生活における体罰防止

校長 木村 達洋

「体罰」というと、これまでは「学校」のイメージが強くあったと思います。全国レベルでは未だに根絶できていないのが残念でたまりませんが、これまでの長年にわたる教育改革において確実に減ってきていることは間違いありません。本校でも、毎年研修を行い、体罰防止に努めています。

さて、令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、子どものしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。

最近の報道にもあるように、「しつけ」と称した暴力を受けた末、命を落とす子どもが後を絶たない中、法律に体罰禁止が明記されたことで、子どもへの暴力のない社会に変わっていくことが期待されるものです。もともと、子どもへの体罰禁止は1990年に発効した国連の「子どもの権利条約」にも既に規定されています。

厚生労働省が令和2年2月に示している「体罰等によらない子育てのために」によると、**体罰例**として次のように記載されています。

- 言葉で3回注意をしたけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものをいたずらしたので、長時間正座させた
- 友だちを殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押し付けた

体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があり、その行為によっては虐待と判断されることも考えられます。

児童福祉法の規定に基づき、虐待ではないかと思ったときは、全ての国民に対して児童相談所等に通告する義務が定められており、学校もその責任を負っております。児童虐待防止法上、学校は虐待の疑いがあれば通告することが義務付けられています。虐待かどうかを判断するのは学校ではなく通告を受けた側であることから、学校としてためらうことなく通告を行うように指示されております。

皆で子どもたちや育児・子育てをしている保護者を支える社会にするために、体罰防止を含めた意識改革が大切ではないでしょうか。



体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はいくつと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感ぜられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合えない・・・というのも一つです。



POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能な待つことも一案です。難しくければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてよいでしょう。
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分のできるような環境づくりを工夫してみましょう。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。
- 深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけてみましょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけでなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



※厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」リーフレットより

第48回 鶴中祭

気炎万丈 ～己を貫け～

10月29日（木）に鶴中祭が行われ、合唱コンクールが実施されました。夏休み前から、目標づくりや



選曲、指揮者・伴奏者・パートリーダー選出などを経て、たくさんの練習を重ねて本番を迎えました。今年度は、感染症予防の影響により、練習から当日の発表までマスクを着用しての合唱となりました。また、練習時間や場所の制限や、

当日は体育館で学年ごとの発表で他学年は教室にてライブ配信による鑑賞となるなど、例年と異なる事が多い中でしたが、その困難さを吹き飛ばすほどの成果を感じ取ることができた発表となりました。

どのクラスも短い練習時間であったにも関わらず素晴らしい仕上がりでした。また上級生ほどその歌声のレベルの高さを感じました。



結果は次の通りです。発表へ向けて皆で一つ一つ積み重ねていく過程には、さまざまな困難もあったことでしょう。それを乗り越えて成功へつなげていくことが学校行事の大切な意義であると感じています。特に3年生は後輩へ良き伝統をつないでくれました。



また、実行委員の皆さんも、企画・運営、準備とありがとうございました。12月の閉祭式までよろしくお願いいたします。行事ができる喜びを感じることができた一日となりました。

鶴中祭 合唱コンクール結果

1年の部
2年の部
3年の部

最優秀賞 5組
最優秀賞 3組
最優秀賞 2組

優秀賞 1組
優秀賞 2組
優秀賞 4組



開祭式は10月29日（木）に簡略化して行いました。また、例年一緒に実施している合唱コンクール以外の展示や発表については、12月1日（火）～14日（月）の期間で展示、発表団体は事前に映像で録画したものを、12月14日（月）6校時に実施する閉祭式の中で上映することになっています。

なお、展示・発表予定団体は次のとおりです。関係する生徒の皆さん、展示や発表へ向けての準備をよろしくお願いいたします。

- 生徒会本部(上映) ○鶴中祭実行委員会(上映) ○吹奏楽部(上映)
- 科学部(上映) ○3学年(上映)
- 個別支援学級(展示) ○国語科(展示) ○美術科・美術部(展示)

「はまっ子読書の日」の取組について

横浜市では、2010年から11月の第1金曜日（今年度は11月6日）を「はまっ子読書の日」として、市立学校や図書館で、読書にちなんだ様々な取組をしています。

本校では、次のような取組を実施・予定しておりますのでお知らせします。

①ランチブックス 図書委員の放送による読み聞かせ

第1回：10月20日（火） 第2回：12月10日（木） 昼食時

②放送ビブリオバトル 代表者3名が、それぞれのおススメ本「私の好きな本」を校内放送で紹介する。持ち時間は、2分間とする。どの本が読みたくなったかを視聴者が投票し、チャンプ本を決めてもらう。

11月19日（木） 昼食時

③本を借りてパズルを完成させよう 3学年対決。1年チーム、2年チーム、3年&教職員チーム。貸し出しの際に1冊につき、1ピースのジグソーパズルを渡す。それを廊下に掲示してある台紙に貼っていく。早く完成した学年が勝ちとする。

10月26日（月）～12月24日（木）

〈主な行事予定〉 ※状況によっては変更となる場合があります。

11月	4日（水）～10日（火）	3年保護者面談
	16日（月）・17日（火）	2学期期末試験
	16日（月）	草刈りボランティア
	20日（金）	学級懇談会 3年進路保護者説明会
	26日（木）	生徒会役員選挙
12月	3日（木）～9日（水）	保護者面談
	10日（木）	人権講演会
	14日（月）	鶴中祭閉祭式（6校時）
	18日（金）	学校保健委員会
	24日（木）	大掃除
	25日（金）	2学期終業式



○カウンセラー来校予定日について（原則火曜日）

11月10日、17日、24日

12月1日、8日、15日

相談をご希望の方は、学校もしくは相談室（Tel 951-2517 火曜日のみ）まで、ご連絡ください。

○生徒の健康状態の把握について

感染症予防においては、今後も継続した生徒の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。これから冬の時期に入り、風邪にかかったり、インフルエンザに感染したりすることも考えられ、より予防と健康管理の意識を高めることが求められます。

度重なるお願いとなりますが、登校前に各家庭で健康観察を行い、**体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。**登校時（部活も含め）には健康観察票を持たせてください。また、登校後、生徒の発熱など体調不良を確認した場合、帰宅措置を講じますので、ご承知おきください。本人及び同居のご家族の発熱等での通院やPCR検査、インフルエンザの罹患などの状況がありましたら、学校へご連絡をお願いします。